科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年5月17日現在

機関番号: 3 2 6 8 9 研究種目:若手研究(B) 研究期間:2010~2011 課題番号:22730010

研究課題名(和文) アメリカ裁判官公選制における制度改革の試み―司法府の独立性・中立

性と市民の信頼

研究課題名(英文) Pursuing the Judicial Election Reform in the United States: Judicial

Independence, Impartiality, and the Public Confidence in the Courts

研究代表者

原口 佳誠 (HARAGUCHI YOSHIAKI)

早稲田大学・法学学術院・助手

研究者番号: 40551594

研究成果の概要(和文):

本研究では、アメリカにおける州裁判官公選制の成立過程と現代における制度改革の分析を行った。1850年代に各州議会が裁判官公選制を導入する憲法修正を行った主たる目的は、民主主義の徹底のみならず、司法府の強化と独立にあった。しかし、利益集団の介入によって過度に党派政治化した現代の裁判官選挙では、司法府の中立性と公正な裁判の実現が懸念されており、それに呼応して合衆国最高裁判所は重要判例を提示し、法律家団体は司法制度改革運動を展開し、各州は現実に諸改革を行いつつある。本研究は、アメリカで蓄積された法制史学の精査と現地の実地調査をふまえた実証分析を行い、裁判所における民主的統制の確保と公正な裁判の実現という両要素を調和させる制度構築の試みを評価する。さらに、アメリカ市民の州裁判所に対する信頼の基盤には、裁判官の民主的アカウンタビリティと任命過程の透明性の確保のみならず、司法府の独立と中立という、同様に選挙される政治家とは異なる裁判官固有の役割への一般的な期待があることを確認する。本研究は、日本の最高裁判所の裁判任命制度を再検討し、司法府の独立性・中立性と司法府に対する市民の信頼の関係という基本的命題を考察する際に、比較法研究としての示唆を有すると考えられる。

研究成果の概要 (英文):

This study focuses on the historical development of judicial election and its recent challenges and reforms in the United States. The main purpose for each state to amend its constitution to introduce judicial election in 1850s was to make the judiciary robust and independent from other political branches rather than to put it under control by the people themselves. However, as modern judicial election has become much more politicized than ever through involvement of various interest groups, it caused widespread national concerns over ensuring the judicial impartiality and fair trial required by due process. In response to such concerns, the U.S. Supreme Court has dealt with the matter and several states have begun to promote the reform of their judicial appointment system. Through evaluating the previous studies of legal history and carrying out the empirical analyses on judicial election, it is revealed that some states try to create a new judicial appointment system in which both contradicted elements of democratic control and fair trial should be harmonized. In addition, it is proved that public confidence or trust in the court is based not only on democratic accountability and transparency of the courts, but also on the general expectation for judicial independence and impartiality, the unique and original role of elected judges different from elected politicians. From the viewpoint of comparative law, this study is suggestive for revisiting the judicial appointment system of the Supreme Court of Japan, which introduces retention election like the merit plan, in relation with the basic propositions of judicial independence and impartiality and public confidence in the court.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2010 年度	1, 200, 000	360, 000	1, 560, 000
2011 年度	900, 000	270, 000	1, 170, 000
年度			
年度			
年度			
総計	2, 100, 000	630, 000	2, 730, 000

研究分野:基礎法学

科研費の分科・細目:英米法

キーワード:英米法、憲法、州憲法、比較法、法制史学、法社会学、司法制度、裁判官公選制、 公正な裁判、デュー・プロセス

1. 研究開始当初の背景

本研究が対象とする裁判官公選制は、アメ リカ市民が直接選挙によって州の裁判官を 選出する制度である。1832 年にミシシッピ 州で導入されて以降、現在では州の一般的裁 判管轄権をもつ裁判所の約 9 割の裁判官が、 最初の任命あるいは信任において選挙され る。しかし、とりわけ今世紀以降、政治献金 ならびにテレビ広告の飛躍的な増大を背景 とした裁判官選挙の過度の党派政治化が社 会問題化し、アメリカ法曹協会をはじめとす る法律家団体が先導する制度改革運動が展 開されている。さらに裁判官公選制は、合衆 国最高裁が取り扱うべき全国レベルの法的 争点へと発展した。2002年のミネソタ州共 和党対ホワイト判決 Republican Party of Minnesota v. White, 536 U.S. 765 (2002) で は、裁判官選挙における候補者の意見表明の 制約が合衆国憲法第1修正に照らして違憲無 効とされ、裁判官選挙の完全な党派政治化へ の道が開かれたといわれる。一方、2009年 のケイパートン対マッシー鉱業会社判決 Caperton v. A.T. Massey Coal Co., 556 U.S. 868 (2009) は、当事者から多額の選挙献金を 受けた裁判官が事件を回避しないのは憲法 第 14 修正のデュー・プロセス違反とし、公 正な裁判の観点から裁判官公選制の過度の 党派政治化に対する最低限の歯止めがかけ られた。

従来の日本における裁判官公選制研究に 加えて本研究が新たに貢献しうると思われ るのは、次の3点である。第1に、裁判官公 選制の制度趣旨に関する法制史からの再検 討である。従来、同制度は人民主権および民 主的統制の観点でのみ把握されてきたが、近 年の法制史研究に照らせば、むしろ司法府の 強化と三権分立の徹底が主たる制度趣旨で あったと考えられる。第2に、裁判官公選制 の現代的課題の早急なフォローアップであ る。利益集団の介入と資金流入の増大による 裁判官公選制の党派政治化、さらにそれに対 する合衆国最高裁の判例法形成と法律家団 体による制度改革の動向は、これまでほとん ど分析されていない。第3に、裁判官公選制 の制度改革分析を通じた、裁判所に対する市 民の信頼の意義の確認である。アメリカ市民 は、裁判官を自らの手で選任することによっ て裁判所を監視すること(民主的統制)のみ ならず、裁判所が議会を抑制し(裁判所の独 立性)、かつ公平な裁判を行うこと(裁判所 の中立性)を期待しているのではないか。裁 判官選任方式の変化と多様性は、市民が裁判 所に期待する役割の変化と多様性を反映し ているように思われる。

2. 研究の目的

裁判官公選制は、アメリカで膨大な研究の 蓄積があるにもかかわらず、日本におけるそ れは僅少である。裁判官公選制の研究を通じて明らかとなる、民主主義と司法の独立性・中立性との間の先鋭化された対立関係は、アメリカ司法の理解にとって必須である。本研究は、法制史学ならびに最新の判例研究をあまえながら、裁判官公選制が、従来の研究で明らかにされてきた民主的統制のみならず、司法の独立性・中立性に重きを置いてきたことを論証し、司法に対する市民の信頼の由来と意義を明らかにすることを目的とする。

また、本研究の骨子はアメリカ司法の理解にあるが、最終的には、日本の司法に対する日本の最高裁判所裁判官任命制度は、アメリカる高裁判所裁判官任命制度は、アメリウスを開きる。またの一類型であるメリリる裁判官任命諮問委員会が作成する候補を受ける制度)の強い影響を受ける制度ができる。さらに、近年の日本の司法制民のおり、とらに、近年の日本の司法制民のの方において益々重要性を増している。またの言義を精緻化しうる。

3. 研究の方法

第1に、裁判官公選制の法制史、判例法の 形成、それに対する憲法学からの応答につい て、現在の到達点を確認する。まず、法制史 学研究については、文献調査を基本としつつ、 アメリカ法制史学会年次大会に会員として 参加し、最先端の研究で学界の注目を集める ジェッド・シュガーマン助教(ハーバード大 学ロースクール)と議論を行い、示唆を得る。 次に、現代の裁判官公選制をめぐる合衆国最 高裁判所の判例法形成の分析を行う。判例法 分析にあたっては、憲法学からの評価として、 アメリカのジョージタウン大学とニューヨ ーク大学で資料収集を行うとともに、この問 題に精通した、ロイ・ショットランド名誉教 授(ジョージタウン大学ローセンター)とア ダム・スカッグス研究員(ニューヨーク大学 ブレナン・センター・フォー・ジャスティス) と討論を行って研究を深める。

第2に、アメリカ社会における裁判官公選制の動態を把握し、アメリカ諸州における裁判官公選制の現状の問題点ならびに制度改革の実証研究を行う。そして、制度改革の背景にある、法律家団体の理念、さらに市民の司法に対する信頼について、多様な政治学研究と統計分析を渉猟しながら同定を行って、変治化の嚆矢としては、裁判官選挙の党派政治化の嚆矢となった80年代のカリフォルニア州最高裁判所、市民主体の裁判官選挙から、法曹団体と知事の影響が強化されるメリ

ット・プランへの移行を行ったアリゾナ州、さらに、メリット・プランから議会による任命制への制度改革運動が興隆するカンザス州を素材にする。特に、実地調査として、カリフォルニア州では、スタンフォード大学のローレンス・フリードマン教授、カンザス州では、ウォッシュバーン大学のアレックス・グラスハウサー教授の協力を得る。ロース資ールならびに州裁判所の付属図書館での資料収集、研究者と州裁判官へのインタビューを行い、裁判官任命制度改革をめぐる議論状況と展望を確認する。

4. 研究成果

研究方法(上記・3)で示した当初の計画に従って研究を遂行した。国内外で多くの参考資料の収集を行った他、2010年度に、アメリカ法制史学会、ジョージタウン大学とニューヨーク大学、カンザス州裁判所とウォッシュバーン大学とカンザス州立大学へ訪問調査を行い、2011年度には、カリフォルニア州裁判所とスタンフォード大学へ研究出張を行い、現地で直接、多くの知見を得ることができた。

主たる研究成果として、以下の事項が挙げられる。

(1) 法制史学からみた裁判官公選制の制度 趣旨

裁判官公選制の制度趣旨は、司法府における人民主権の貫徹と民主的統制のみならず、むしろ、民主的正統性を司法府に直接付与して司法府を政治部門から独立させ三権分立を徹底する点にあったのであり、この学説は現在ほぼ通説となったことを確認した。このことは、司法府の役割観が、裁判官公選制を導入した州においてさえもなお人民主権・民主主義で単純に割り切れるものではなく、複雑かつ重層化していることを示す。

(2) 合衆国最高裁判所の判例法形成の評価 合衆国最高裁による 2002 年のホワイト判 決で裁判官選挙における言論の自由の保障 と選挙資金規制の一層の緩和が促進され、裁 判官選挙の完全な政治化に向けた法的基盤 が確保された一方、2009年のケイパートン判 決は、選挙で当事者の多額の献金を受けて任 命された裁判官の事件担当回避を要求し、デ ュー・プロセスの観点から裁判の公正さを保 障した。両者の関係は、選挙の党派政治化の 抑制という事前救済が不可能になったゆえ の、最低限の裁判の公正さの保障という事後 救済を実現したものといえよう。なお、ケイ パートン判決について、反対意見では、事件 の当事者が選挙された裁判官の忌避を要求 する訴えが頻発する危険性が指摘されてい たが、2012年3月現在でそのような状況は生 じていない。

(3) 各州の裁判官任命制度改革の動向

裁判官任命制度について、法律家団体が先導する、裁判官選挙からメリット・プランるの制度移行と、そのバックラッシュで制度移行と、そのが、会任命制への制度を行の運動が一部の州で展開されている。といると、多数の法律家から「最もをではなない。多数の法律家から「最もをではない。多数の法律家から「最も優があると、とでで強いとをでは、多数の法律家がらいとをでは、多数の法律家がらいとをでは、多数の法律家がらいるとのとの思想を反映しており、議会の強力を行使する法律家団体の思想を反映しており、議会が強く、完極のにはでの思想を反映しており、議会の強いには、に、に、法律家団体があるといる。

また、既存の裁判官公選制の枠内で、裁判官選挙の過度の政治化を防止し、公正な裁判を確保しようとする試みが各州で行われ、少数ながら一定の成功を収めている。具体的には、裁判官選挙の選挙資金の公費助成、選挙で一定額以上の寄付金を受けた裁判官の忌避の審査に係る全員法廷の義務化、等である。このような制度改革は、裁判官公選制の枠組みにおいて、民主的統制と公正な裁判の双方の要求を調和させる試みといえる。

(4) 司法府に対する市民の信頼

アメリカの裁判官公選制に関する近年の 司法政治学研究に鑑みるならば、市民の裁判 所に対する信頼の基盤には、まず、裁判官の 民主的アカウンタビリティと任命過程の透 明性の確保が存在する。裁判官選挙を通じて 得られる裁判所と市民との討議は、両者の相 互理解を深めて裁判所に対する市民の信頼 を醸成し、民主主義の質を高める。しかしそ の一方で、法制史学と憲法学によれば、建国 以来、司法府には、権力抑制の理念に基づき 他の政治部門から独立し、公正な裁判の理念 に基づき社会のいかなる利益集団からも中 立であるべきことが要求されている。政治家 と裁判官がともに選挙で選出されながら、そ の役割が根本的に異なることは、司法府固有 の役割―司法府の独立性と中立性―の意義 を浮き彫りにしており、この役割もまた市民 の信頼の基礎となっていることが多くの研 究で証明されている。

(5) 日本の司法制度への示唆

アメリカの裁判官公選制は、その歴史と社会に深く根ざしているため、安易な制度導入 論は慎むべきである。

しかし、日本の最高裁判所の裁判任命制度は、アメリカの州裁判官公選制の一部を原型として採用して構築されており、具体的な制度設計の手がかりを得ることはできる。 すなわち、原型となるメリット・プランでは、法律家・裁判官・市民のフォーラムで討議を行

って候補者名簿を作成するが、この裁判官任 命諮問委員会を最高裁人事で導入しうるか 否か、という点は、今後検討されるべき法 論点であろう(類似の制度が戦後すぐに導入 されたものの、間もなく廃止された経緯があ る)。また、近年の司法制度改革に伴う市民 の司法参加というより巨視的な制度設計を 描くにあたり、司法府の独立性と中立性、司 法府に対する市民の信頼の関係を読解する ことは不可欠であり、本研究はその比較法研 究の一端を担うと考えられる。

以上、(1)~(5)の研究成果の一部は、2011年のイギリス法社会学会(Socio-Legal Studies Association)年次大会・個別報告において、日本の最高裁判所研究に係る発表で取り上げた他、12年の比較法学会学術総会・全体シンポジウム「公正な裁判をめぐる比較法」で実質的に検討する。また、法学雑誌において、本研究と直接関連する論稿と判例評釈を公表している。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

「雑誌論文」(計2件)

- ① <u>原口佳誠</u>「アメリカにおける裁判官公選制とデュー・プロセス」比較法学 45 巻 3 号 29-71 頁 (2011 年)
- ② <u>原口佳誠</u>「州裁判官選挙における選挙資金と裁判のデュー・プロセス—Caperton v. A.T. Massey Coal Co., 129 S.Ct. 2252 (2009)」

「学会発表」(計4件)

- ① <u>原口佳誠</u>「公正な裁判をめぐるアメリカ 法」比較法学会学術総会・全体シンポジ ウム「公正な裁判をめぐる比較法」(於・ 京都大学、2012 年 6 月 3 日)
- ② <u>原口佳誠</u>「公正な裁判をめぐるアメリカ 法の動向」アメリカ法判例研究会・同志 社大学アメリカ研究所法律部門合同研究 会(於・同志社大学、2012 年 3 月 13 日)
- ③ <u>Yoshiaki Haraguchi</u>, The Changing Role of the Japanese Supreme Court: Towards the Active Exercise of Judicial Review, Socio-Legal Studies Association Conference 2011 (University of Sussex, U. K, 2011年4月13日)
- ④ 原口佳誠「アメリカにおける州裁判官公選制とデュー・プロセス—Caperton v. Massey (2009) における裁判官論と制度改革」アメリカ法判例研究会・同志社大学アメリカ研究所法律部門合同研究会(於・同志社大学、2011年3月1日)

6. 研究組織

(1)研究代表者

原口 佳誠(HARAGUCHI YOSHIAKI)

早稲田大学・法学学術院・助手

研究者番号:40551594